

4 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置の内容
民生委員・児童委員の推薦では年齢制限などが障壁となり、担い手確保が非常に困難になっている。	民生委員・児童委員が委嘱を受ける際には、本市福祉局が定める「大阪市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要綱」の年齢要件を満たしている必要があります。 候補者を選出いただく際には、ご指摘の年齢制限が障壁となっていることなどを踏まえ、直近では令和元年度一斉改選時以降において、年齢要件が一部緩和されたところですが、 現時点では、更なる緩和の予定はないと聞いておりますが、担い手不足の現状については、所管局である福祉局に伝えてまいります。
青少年指導員・青少年福祉委員としての推薦を受けるためには、年齢制限が設けられているかと思うが、その妥当性については継続した検討が必要である。	当区にて制定している要綱では、青少年指導員・青少年福祉委員ともに一定の年齢要件を設けています。 ただし、当該要件の弾力的な運用として、活動の意思のある方であれば、年齢にとらわれずに活動いただける旨、同要綱に明記しています。
ワンルームマンションに住んでおられる方への町会加入策として、マンション入居時に町会加入に関する説明等を行うことが有効と思われる。	町会加入促進支援の取組みについて、「広報つるみ」での周知や町会加入促進リーフレットを作成したうえで、区役所での転入手続きの際に案内するとともに、区内の不動産事業者へも順次協力を呼びかけ、不動産契約時に同リーフレットを配付いただいています。 引き続き、加入につながるよう働きかけを進め、地域コミュニティの活性化を図っていきます。
茨田東小学校区において、こども食堂（1か所）が本格開設されたが、非常に手狭であることから、市営住宅の空き住戸を活用されてはどうか。	本市都市整備局では、団地や地域の活性化につながる活動を行うNPO法人等の団体に対して市営住宅の住戸を提供する事業を実施しています。 本事業の実施にあたっては、同局から区役所に対して、市営住宅を活動拠点としたい団体の有無に関する照会があり、当区からは本格開設した当該団体を同局へ情報提供したところです。 なお、市営住宅の住居の提供に至るまでには、同局による団体等の審査等を経る必要があります。
こども食堂の活動については、地道に少しずつ展開していくべき事業である。	ご指摘のとおりと考えています。 子育て支援担当では、こども食堂を新規開設したい団体や既開設団体、またこども食堂でお手伝いしたい方や興味がある方などが一同に会する「鶴見区こどもの居場所オープン会議」を開催しています。 当該会議では、開設にあたっての課題や苦労したことなどの意見交換・情報共有を行っており、引き続きの開催を通じて、支援等を継続的に行っていきます。
運営方針に掲載されている成果指標に係る内容や数値の設定について、全般的に懐疑的と言わざるを得ない。	成果指標の設定にあたっては、施策・事務事業の実施による成果を具体化・明確化したうえで、当該成果の測定が適切なものとなるように努めています。 また、目標値については、事業等の性質やこれまでの実績等を踏まえて設定するようにしています。 指標や目標値の設定に際しては、担当課として最も妥当なものであると考えたうえで設定しているところですが、より適切な指標等とするための良案があるようでしたら、ご意見等をいただければ、改善のための検討に努めてまいります。
防災訓練について、地域内のみならず、区全体に行ってみてはどうか。	鶴見区全体での避難所開設訓練は、発災時の実情に即した訓練であると考えています。 一方で、行動制限緩和後の状況を勘案しながら、時機をみて地域防災連絡会等へ意見を求めていきたいと考えています。
茨田南小学校の体育館の屋上にはソーラーパネルを設置しており、通常時は売電しているが、災害発生時には停電防止に寄与している。教育委員会とも連携し、区内各小学校の屋上にソーラーパネルを設置してはどうか。	災害時において、太陽光は非常に有効なエネルギーと考えています。 本市環境局では、「太陽光パネル設置促進事業（屋根貸し事業）」を実施しており、平成30年度から令和2年度の3年間で、設置可能な181校の小中学校の校舎や体育館の屋上に、太陽光発電設備を設置したとのことです。 一方で、鶴見区内で設置していない学校に係る理由としては、事業者の採算性の他、校舎の強度や設置場所の確保等の問題があることが挙げられます。 災害時のライフライン確保に係る取組みを推進していく必要がありますが、他都市の事例では民間企業との災害協定に基づく電気自動車やレンタル用発電機による避難所供給などのソフト面での対応もあることから、鶴見区としては施設や設備の充実だけではなく、協定等に基づく民間やボランティアの活用を検討していきます。

4 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置の内容
SDGsの周知の際には、SDGs推進の目的に関する説明も行ってみたいかどうか。	令和3年9月号の「広報つるみ」では、「SDGsってなあに？」と題し、SDGs推進の目的など基本的事項に関する周知を行いました。 ご指摘のとおり、SDGsの周知には、その推進「目的」を理解いただくことは大変重要であることから、周知する時期や対象者等を勘案しながら、周知内容に工夫をしていきたいと考えています。
鶴見区将来ビジョンの適用期間は5年間とのことだが、最終年次にのみ評価するのではなく、中間年においても評価を行うことが必要である。	鶴見区将来ビジョンは5か年の中期計画として、地域としての区のめざすべき将来像や将来像の実現に向けた施策展開の方向性等をとりまとめたものです。それを単年度毎に進捗管理するツールとして「区運営方針」があります。 「区運営方針」では令和5年度分から様式変更したことに伴い、本ビジョンの適用期間である令和5年度から令和9年度までの施策に係る成果指標の項目を設け、可視化することとしました。 今後は「区運営方針」により施策の進捗状況などを最終年次に限らず、中間年においても評価したうえで、PDCAサイクルを徹底していきます。
「鶴見区地域保健福祉ビジョン（素案）」の基本目標の一つには「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を掲げられているが、そういった地域づくりの形成には、地域振興会などによる関与が不可欠ではないか。	地域福祉活動の推進には、各種地域団体や企業、NPO等多様な主体が別々に活動するのではなく、協働のもと、地域の福祉活動に継続的に取り組んでいくことが必要不可欠であると考えています。 そのため、それぞれの団体が地域社会の将来像を共有しながら特性を発揮し、各地域における地域福祉活動に取り組むことができる仕組みづくりを進めていきます。 また、地域活動協議会の中心的な役割を担っているのは、連合振興町会であると認識しており、地域振興町会をはじめとする自治会・町内会の皆様には、地域住民による地域福祉の向上や防災・防犯の取組、人と人をつなぐコミュニティづくりに取り組まれており、自治会・町内会の果たす役割は非常に重要であると考えています。
「鶴見区地域保健福祉ビジョン（素案）」の「今後取り組むべき課題」では、今回新たに「ケアラーの早期発見」などを設定されているが、「ヤングケアラー」ではなく、あえて「ケアラー」と記載されている。「ヤングケアラー」であれば、行政として早期の対応を要すると思われるが、それと「ケアラー」を同一視することには疑問が残る。	18歳以上の「ケアラー」であっても、家族等から頼りにされた結果、心身に過度な負担がかかったり、社会から孤立したり、自分らしい生活が送れないといった事態になることは避けなければならないため、「ヤングケアラー」と同様に、支援が必要であると考えています。
SDGsには17つの目標があるが、その17つの目標すべてに繋がる取組を行う必要はないのか。	実効性ある進め方として、当面は既存事業の取組みを推進することによって、17のうちの特定の目標に係るSDGsの達成をめざすとともに、区民へのSDGs浸透を図るための周知・啓発活動に注力してまいります。 その結果として、あらゆるステークホルダーに認知され、自分事化（周りで起こっている事象に対して、自分の問題として捉え、考えて、行動すること）していただけるようになることが、17すべての目標に繋がるものと考えています。
「鶴見区将来ビジョン（素案）」の「施策展開の方向性」にある「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」の構築には地域活動協議会の参画が不可欠であり、そのためには減少傾向にある地域振興町会加入者を増やす対策が必要である。 また当該課題に対する区役所の協力がより一層求められる。	ご指摘のとおり、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」における施策の推進には、地域活動協議会の協力は必要不可欠と考えています。 また、地域活動協議会の中心的な役割を担っているのは、連合振興町会であると認識しており、地域振興町会をはじめとする自治会・町内会の皆様には、地域住民による地域福祉の向上や防災・防犯の取組、人と人をつなぐコミュニティづくりに取り組まれており、自治会・町内会の果たす役割は非常に重要であると考えています。 この間、区役所では町会加入促進支援の取組みとして、「広報つるみ」での周知や町会加入促進リーフレットを作成したうえで、区役所での転入手続きの際に案内するとともに、区内の不動産事業者へも順次協力を呼びかけ、不動産契約時に同リーフレットを配付いただいています。 引き続き、加入につながるよう働きかけを進め、地域コミュニティの活性化を図っていきます。

4 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置の内容
防災意識の向上には、より一層の訓練が必要であることから、区内小学校・中学校を活用した区全体の避難所開設運営訓練の実施を検討いただきたい。	令和4年度に開催した地域防災連絡会において、中学校を活用した訓練等について協議したところ、地域の体制や地域と各中学校との関係もあり、一律に区の取扱いを決めることは困難との判断に至りました。 まずは各中学校ごとに詳細を決めたうえで、中学校での避難所開設運営訓練の実施について、関係地域あて提案したいと考えています。 また、ご提案いただいた鶴見区全体での避難所開設訓練は、発災時の実情に即した訓練であると考えていますが、行動制限緩和後の状況を勘案しながら、時機をみて地域防災連絡会等へ意見を求めていきたいと考えています。
「鶴見区将来ビジョン（素案）」のこの5年間（2018～2022）の振り返りについては、PDCAサイクルにおける「C（評価）」に該当する内容かと思われるが、その「C（評価）」に対する「A（改善）」やその先の「P（計画）」へのサイクル上の繋がりが不十分であることから、見せ方などに工夫が必要である。	ご指摘のとおり、サイクル上の繋がりが不十分であったため、「この5年間の振り返り（まとめ）」の内容と「今後5年間に向けての基本的な考え方」の内容に修正を加え、それらが連動する内容となるように工夫しました。
将来ビジョンは、今後の取組みを行う上での大きな枠組みであることは理解できるが、どういった視点にて意見等すればよいのか。	将来ビジョンは5年間の中期計画として、地域としての区のめざすべき将来像や将来像の実現に向けた政策展開の方向性等をとりまとめることを主眼としております。取組レベルではなく、その上位概念である施策やそれを包含する施策展開の方向性等に関して、大所高所の視点にてご意見をいただければと考えています。
「鶴見区将来ビジョン（素案）」の鶴見区の概要として、特徴的な統計データを掲載されているが、そういった特性や課題などが将来ビジョンの各項目へ具体的に反映されていないように思われる。	鶴見区の概要では、課題分析の前提として、まずは区の現状や特性を示す必要から人口などの基礎的な統計データを掲載しています。課題などについては、施策や事業を担う担当部署にて個別に設定することとしています。
「鶴見区将来ビジョン（素案）」の統計データでは、24区の中でも最も高い又は多いといった項目を掲載しているが、いずれも相対的に良好な結果ばかりである。24区と比べて劣っている項目を掲載したうえで、改善に向けた目標を設定してはどうか。	区の状況や特性を示すために令和2年国勢調査から特徴的な統計データを掲載しています。順位付けを機械的に行っていますが、たまたまご指摘の相対的に良好な感が出ているかもしれません。 24区と比べて相対的に優劣を付けるのが目的ではなく、あくまで当区の状況や特性を示す例として用いています。課題を抽出したうえ、解消に向けた各種取組みを進めていくのは当然のことと考えています。
以前は実施場所である集会所等に体力測定等をしてくれる方に来ていただいていたが、最近では来ていただけないと聞いた。支援内容に変更があったのか。	支援内容に特段の変更はございません。 いきいき百歳体操については、新規立上げグループの場合、まずリハビリテーション職の専門家を3回派遣させていただき、体操指導や簡単な体力測定等を実施させていただいています。 継続実施グループの場合は、年に1回は専門職を派遣したうえで、体操指導や体力測定のような簡単な計測をさせていただいています。近年はコロナウイルス感染症拡大の影響により、取組みを中止されているグループもあることから、同グループへの派遣は中止しています。 まずは各地域における再開等の状況を確認したうえで、百歳体操の取組みを継続しているグループには、これまでどおり、年に1回は専門職を派遣し、支援を実施していきます。
「令和5年度鶴見区運営方針（素案）」の成果指標（単年度）では「重大な児童虐待件数」として、目標値がゼロ件と設定されているが、重大な虐待に至る手前にて予防策を講じることが必要である。	ご指摘のとおり、重大な児童虐待の発生を未然に防ぐためには、子育てに不安を感じたり軽微な虐待が発生した時点にて速やかに把握し、適切な支援につなげることが重要と考えています。 そのため、児童虐待防止に係る啓発物品やチラシを配布するとともに、アウトリーチ型の取組みなどを行うことにより、引き続き児童虐待防止に努めていきます。
子育て層が交流できる場としての「子育てサロン」の役割が大きいものの、コロナウイルス感染症のため、現状では12地域のうち1地域のみ開設となっている。開設に向けた支援策をなにか検討されているのか。	2か月に1回、鶴見区主任児童委員連絡会の場を活用して、子育てサロン毎の最新の定員数を情報提供しています。 また、子ども・子育てプラザの職員が各地域に出向いたうえで、子育てサロン再開に向けた助言など行っていますので、当該取組み内容についても同様に情報提供し、子育てサロン再開に向けた支援を行っています。
思春期特有の課題もあることから、当該層の子どもやその保護者へのアプローチも重要ではないか。	区PTAと共催で企画する「鶴見人権啓発セミナー」や生涯学習事業として実施している「家庭教育支援講座」のテーマを検討する際の素材の一つとして取り上げていきます。

4 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置の内容
「令和5年度鶴見区運営方針（素案）」の成果指標（単年度）に係る令和3年度実績値が97%と高くなっている。アンケートの回答者は本市職員の校長・教頭であることから、実績値を100%にすることも十分可能と思われる。そのため、実績値を100%にするにはどのようなことをする必要があるのかを検討すべきである。	校長会や教頭会、教育行政連絡会議等の場を通じて引き続き意見交換等ニーズの把握に努めるとともに、夢・未来創造事業等、学校を支援するための事業についてニーズを踏まえてより学校に活用していただくように推進していきます。
生涯学習ルーム事業は、小学校内にて実施しているものの、現在、学校の意向により実施できていないところもある。そういった学校に対して、区役所から使用できるよう依頼をしてもらえないか。	生涯学習ルームは学校の施設内にて実施していることから、施設使用に関しては、校長の許可が必要です。 生涯学習ルームの再開や実施にあたり、学校側の意向により困っているようなことがあれば、学校側にヒアリングなどを行ったうえで、可能な範囲で協力する旨、令和5年1月・2月に開催した生涯学習推進員連絡会にて生涯学習推進員の皆様に伝えました。今後も類似相談があった場合には、適切に対応してまいります。
SNSによる区政情報の発信について、フェイスブックは使用頻度が高くなく、インスタグラムのほうが効果的であると思われることから、活用を検討していただきたい。	当区におけるフェイスブックページへのアクセス数は月平均760件程度（令和4年3月～令和5年2月）となっています。 また総務省の報告書（令和3年度）によると、主なSNS系サービスの利用状況ではフェイスブックは32.6%、インスタグラムは48.5%の方が利用しており、特にインスタグラムについては、同省が調査を開始（平成27年度）して以降、一貫して増加傾向にあるとのことです。 効果的な情報発信については、媒体の特性や長所・短所を不断に研究・検討し、適切と判断されるものの活用を進めてまいります。
「小学生向けSDGsの周知」ではポスターコンクールを実施されるとのことだが、小学生は競争して何かをすることが好きなことから、例えば学校毎に競わせるといったことを組み込まれてはどうか。	小学生が作成したポスターを学校の先生に審査していただき、学校長賞を設けるなど、子どもたちが楽しんでSDGsを学べるよう工夫していきたいと考えています。
「令和5年度鶴見区運営方針（素案）」の「花と緑豊かな環境の推進」に関連した内容として、鶴見緑地内の「山のエリア」にはゲートが設置されており、開門時間が7時10分になっている。他方、鶴見緑地内でのラジオ体操は6時40分ごろに終わり、当該ラジオ体操の参加者が「山のエリア」へ入るためには30分ほど待つ必要があることから、開門時間を早めてくれるよう申し入れしてもらえないか。	いただいたご意見について、鶴見緑地を管理している鶴見緑地パークセンターへ確認したところ、「山のエリア」の本来の開門時間は9時であるものの、運用にて開門時間を早めているものであり、際限なく開門時間を早めることは困難とのことでした。 また本意見については、所管局である建設局とも共有しています。
「令和5年度鶴見区運営方針（素案）」の「花と緑豊かな環境の推進」について、花の種を配るのはいいと思う。鶴見緑地で実施している米作りの体験など子どもたちが参加申込するには難易度が高い取組みもあることから、より身近なところで、ごみ拾いなどの環境に触れる体験といった取組みも興味深いと思われる。	鶴見緑地で実施している野菜や米作りなどは緑地内の「自然体験観察園」で環境局のなにかわECOスクエアが実施しています。 現在、区役所では子どもたちを対象にした取組みを行っていませんが、ご提案を踏まえ、SDGsの浸透を進めながら、学校や環境局などの関係機関と連携し、どのようなことができるのか考えていきます。
「令和5年度鶴見区運営方針（素案）」の成果指標（単年度）では「地域が行う訓練の参加者で『役立った』と回答した区民の割合」と設定しているが、毎回同じ訓練をしていることから、「役に立った」ではなく、より難易度の高い指標を設定すべきではないか。	地域での避難訓練については、災害発生時に素早く避難所を開設できるよう基礎的な訓練を繰り返して行っています。 それは、区民の皆様がスムーズに初動対応できるようになるまで反復訓練を行うことに意義があると考えているためです。 そのため、成果指標については現行どおりとさせていただきますが、防災に関する新しい知識や技術の習得については、区政会議や広報紙などを活用して周知していきます。
区広報紙は多くの方が目にする媒体であることから、防災リーダーに関する特集号を組んでいただくと防災に対する関心が高まるのではないかと。	地域防災リーダーの高齢化が進行しており、新たな担い手の確保のためには効果的な広報活動が重要であると考えています。 ご提案を踏まえ、区広報紙に掲載している「つるりっぷの防災講座」のなかで、防災リーダーに関する内容を掲載したうえで、防災に対する関心が高まる記事になるよう工夫していきます。

4 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置の内容
「防犯カメラの取替」について、取り替えた防犯カメラの管理は区役所にて行っているが、警察とは連携されているのか。 また、地域にて管理している防犯カメラもあるが、同じように警察から防犯カメラの映像の提供を求められた場合、どのように判断すればよいのか。	鶴見警察等からの捜査事項照会として、特定の防犯カメラの映像の提供を求められるときがあり、防犯面にて連携を図っています。 現在、当区設置分を含め、地域にて設置された防犯カメラに関する画像の閲覧については、区役所が一括して管理しています。 そのため、捜査機関が地域へ直接防犯カメラの画像の閲覧申請を行った場合は、「画像の閲覧に関しては区が管理しているため、区役所へ相談いただきたい」旨、説明いただきますようお願いいたします。
「自転車マナーアップキャンペーン」では、さまざまな取組みを行っていると思われるが、子どもや一部の大人を含め、多くの方は自転車運転に係る基本的なルールを理解していないと思われることから、基本的な内容に関する講習を行ってみてはどうか。	区政会議でのご意見や地域からご提案いただく自転車マナー向上に関する課題については、地域で生活されている方が実際に問題と認識されていることから、当該意見等に即した取組みは実効性のあるものと考えています。 自転車運転における基礎的な内容に係る講習のご提案をいただきましたので、令和5年度の交通安全講習においては、自転車運転の5つの基本的なルールを示した「自転車安全利用五則」の内容を反映した講習を行うこととします。
「令和5年度鶴見区運営方針（素案）」の多くの成果指標では「区民アンケート」結果を用いているようだが、回答率が50%程度であるならば、アンケート対象者数を現在の2,000人から増やすことを検討されないのか。	区民アンケートについては、区民の中から無作為に抽出した方を対象とした標本調査であることから、調査結果には誤差が含まれています。そのため、調査の実施にあたっては、信頼性の高い調査結果となるよう様々な工夫が必要と考えています。 アンケート調査の質を確保するためには、一般的に回答者数の多さよりも回答率の高さのほうが重要視されていることから、対象数の増加ではなく回収率の向上に向けた対策を講じていきたいと考えています。
区民アンケート結果について、年齢又は年代別に分析することによって、課題が浮き彫りになることもあることから、別途提供いただきたい。	ご要望のありました資料については、令和5年2月に開催した区政会議（第3回防災・防犯部会）終了後の「勉強会・意見交換会」時に配付させていただきましたので、ご確認いただければと思います。 ご指摘のとおり、全体をベースとした単純集計結果だけではなく、年代を含め性別や居住地などの属性別に集計・分析することによって、その差異が明らかとなり、新たな課題を把握することができることから、引き続き区民アンケート結果の分析に努めていきます。
大阪市認知症アプリの、鶴見区のダウンロード数がわからなくても、大阪市のダウンロード数は分からないか。	所管する福祉局によりますと、大阪市認知症アプリについては、大阪市にお住まいの方だけでなく広くダウンロードできるもので、令和4年3月末時点における全体のダウンロード数は累計で10,973人となっています。そのうち住所地を登録している方が6,787人いますが、登録地別の集計は行っていないとのこと。
地域活動協議会に求められている準行政機能と総意形成機能について、特に総意形成機能が説明しにくいため、新しい町会長にどのように説明したらいいのかわかりやすく教えてほしい。	地域活動協議会は、行政が担いにくい（地域に委ねるべき）分野など、地域内の状況を包括的に見て、地域課題解決のための活動を行っていただいております。その活動は準行政的機能と呼べるものと考えています。 また、地域活動協議会は、地域におけるさまざまな意見を調整し、運営委員会等で議決をいただいて活動を実施していただいております。総意形成機能についても発揮していると認識しています。 しかし、実際に活動いただいている構成団体等のアンケートの回答としては、準行政的機能と総意形成機能が、「不十分」や「わからない」という答えになっています。 準行政的機能と総意形成機能については、今までもアンケート回答前に、運営委員会等の場で時間をいただき説明をしています。それに加えて、青色防犯パトロール活動、見守り活動、自主防災組織による防災活動など地域の立場に寄り添い活動することや、運営委員会等で地域の将来像を共有し、その実現に向けてとりまとめていくことを、それぞれ準行政的機能や総意形成機能と呼ぶことなど、実際に活動されている内容を具体的に記載した説明資料をアンケートと共に配付することを考えています。
高齢化が加速する中、将来は地域活動協議会を運営していけるのか危惧している。例えば、数年先に盆踊りや防災訓練ができなくなる、10個できている活動が5つしかできなくなる可能性がある。それでも何でもやらないといけないとされると地域もしんどい。それを役所としてどうしていくのか、将来的に考えておいてほしい。	地域活動協議会の構成団体には、色々な社会教育団体もありますが、振興町会が主な担い手であることは認識しています。本市としても、高齢化が進む中で、振興町会の加入者数の増加に向け、何らかの支援を行う必要があると考えており、今回ご協力いただいた「地域振興会組織現況調査」の結果（加入世帯数等）を踏まえ、本市としてどう活動支援をしていくのかは今後の課題としていきたいと考えています。

4 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置の内容
鶴見区は子どもを祖父母に預ける家庭が多いと感じる。祖父母と今の親との間で子育てに関する考え方の違いや時代的なギャップがあってトラブルになることもあるようなので、祖父母あるいは若い親向けに、祖父母世代と今の親世代の子育ての違いをまとめたような冊子があってもいいのではないかと。	いただいたご意見につきましては、こども青少年局をはじめ関係局に情報提供を行います。
区内で街路樹の伐採が進められている理由は何か。	鶴見区では、花と緑あふれるまちであると感じられるように、種花ボランティアやグリーンコーディネーターによる緑化活動や、花の種の区民への配布等を実施しています。 街路樹の伐採が進められている大きな理由としては、街路樹が原因となる事故の未然防止となります。大阪市では、昭和39年より緑化を進めてきたため、現在、街路樹の大木化・老木化等による問題が生じています。また、平成30年の台風21号に際しては健全であった樹木も倒れ、周辺に大きな被害を出しました。 個々の樹木の伐採理由は、市ホームページで公表されており、鶴見区内で伐採が予定されている樹木については、樹木の健全度の低下や根上がり等が伐採理由となっています。
街路樹が伐採されているが、低い木で緑を残すという方法はないのか。また、伐採された歩道に草がいっぱい生えてきているので、手入れとかをしてもらえないのか。	街路樹の伐採は建設局の所管ですが、建設局は、伐採した後に、背が伸びにくく根がしっかりとる低木等に植え替える等、可能な限り緑を減らさない方針でいます。ただ、「視界の悪さ」から伐採にいたった場合等、植え替えが困難なケースもあります。 歩道の植樹帯の雑草の除去は、環境局の所管（鶴見区内は城北環境事業センター）となっています。
鶴見区の花、チューリップとツバキとハナミズキとニチニチソウの4つのアピールをもう少しした方がよい。チューリップは鶴見区民も大概知っているが、風車に4つの花が描かれた意匠は鶴見区民もほとんど知らないと思う。服に見えるからつるりっぶに着せるとか、そういうキャラクターをつくとか、工夫して広報してほしい。	区の花は、昭和62年に「花の咲く木」と「草花」の募集をし、「花の咲く木」である「ハナミズキ」と「ツバキ」、「草花」である「チューリップ」と「ニチニチソウ」が選定されました。年間を通していずれかの区の花が咲いていることになりました。 区の花の意匠は、平成元年に4つの花を鶴見緑地の風車の4枚の羽根にたとえて、季節ごとにめぐり咲く花を風車にしてデザインされました。 区の花の意匠は、令和5年6月号より、区広報紙の裏面に掲載するようにしています。 その他にもSNS等を活用して、区の花の周知に向け工夫できることがあれば検討して進めていきます。
不登校の子どもについては、文科省でも、教室に戻すことを主眼に指導するのではなく、子どもが社会の中で自立して生活していける力をつけさせる方向性にある。不登校の子も含めてネットを使って学習できるようにすると、区単位では難しいかもしれないがメタバース（インターネット上の仮想空間）をつくり、そこに不登校の子が自分のアバターみたいな形で名前をつくらせて行き来や交流をすると、不登校の子どもにも目を向けながら、もう少し自由に子どもが自立していけるような施策が将来できないのかと考えている。	鶴見区独自の不登校に対する支援として「こどもの学習支援事業」で継続的な登校に至らない又は、一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒に対して支援を行っており、別室登校している児童生徒への学習支援や登校支援いわゆる「お迎え」等を行っています。実施に際しては学校とプロポーザルで選定された民間事業者が連携し、個々の児童生徒の課題に応じた支援計画を立てて取り組んでいます。 また、子どもの居場所づくりとして「つるみルーム」を月2回区役所で開設し、うち1回は子どもの状況に応じて民間事業者が学習支援を行う機会を創出しています。 いただいたご意見等は全市的に考える事項と考えますので教育委員会に情報提供させていただきます。 当区としては今後も学校と連携しニーズに応じた支援を行っていきたいと考えています。
防災訓練の参加者アンケートや区民アンケートを指標としているが、防災訓練にこない人や無回答・否定的回答の方の意見にこそ今後取り組むべき課題が潜んでおり、指標の数字で実態を評価するのは難しい。PDCAの「チェック」を働かせるためには、今後評価方法を考えていく必要があるのではないかと。 また5年間で防犯・防災がどう変わったか、鶴見区のビジョンに近づいているのか見えてこないのは、評価(チェック)とアクションが弱いからではないか。一歩でも前に進め、それを毎年評価し、5年後には皆さんで考えたビジョンになっていればよいが、今年よくなったところが見えないと、毎年同じことをやっていることになる懸念があるので、指標や評価を再検討してほしい。	令和4年度はコロナで縮小して訓練を開催している地域の方が多く、元々防災意識が高い方が参加されているため、高い評価が返ってきていると考えています。PDCAで改善をしていかなければ、訓練の質や区のサポートの問題点が明らかにならず、改善や向上のスピードが鈍化する可能性があるため、地域の動き等も見ながら指標の追加等を工夫検討していきます。

4 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置の内容
地域としては、避難所開設訓練をやっても区役所職員からの評価がないため、正しく開設できたのかわからない。令和6年度は地域防災力向上アドバイザーが地域の訓練内容を決定するとあるが、避難所を開設する者としては、訓練よりも、鶴見区が避難所開設の方法を示す勉強会もしてほしい。 また地域任せでは進まない。素人である地域が分からないまま進めると人命に関わる。区役所から地域に方針を示してほしいという強い気持ちがある。	区役所職員は地域の訓練の中で必要であれば助言など行う任務を負って参加しています。なお、訓練はその後の振り返りまでが、一連の訓練であり、改善の効果が高いと考えています。 このため訓練終了後の職員の講評についても地域からご希望いただければ実施していくことも検討しています。 各地域における避難所運営については、「区としての方針を示してほしい」というお声もあれば、「地域の実情に合った訓練でなければならない」とのお声もあります。 避難所開設の方法を示す勉強会についても、各地域のご要望をお聞きしながら実施について検討していきたいと考えています。 鶴見区としては「鶴見区地域防災計画」を作成し、避難所開設等の基本的な方針をお示しさせていただいています。・各地域においては地域ごとの防災計画を備え、地域の実情に合った避難所運営を行っています。必要に応じ、区役所職員や区役所で雇用している「地域防災力向上アドバイザー」により、支援をさせていただいています。
個別避難計画の策定は本当に可能なのか。	個別避難計画は7年前に取り組んで、一部を除き全国的に多くの自治体でうまくいかなかったという経過があります。令和3年にこの個別避難計画の作成が努力義務化された時に、鶴見区は12連合をまわって当時の問題点をできるだけ洗いだし、それを反省材料として改善いたしました。 前回うまくいかなかった主な原因の1つは、支援者2名以上の実名を記載することが必須となっていたことです。自分の名前が書かれることによって、助けられなかったらどうしようというプレッシャーや、2名探すこと自体が大変で非常に困ったという声がありました。令和3年の国の法改正に併せて取組指針が改定され、条件が緩和されたことを受け、鶴見区では、場合によっては地活協などの団体でもよいとし、具体的に誰が助けるとは明記せずに進めています。 もう1つの原因は、計画書作成作業をすべて地域任せにしていたことです。資料作りや対象者の選定、広報、何かあったときに助けられないこともあるという説明などを全て地域にお願いしていました。今回は、書類送付・入力業務・データ管理、責任問題の説明等は行政が行うこととし、訪問の方針などは、行政が一方的に決めるのではなく、地域の意見を伺いながら決定しています。 現在、計画書の作成については、浸水リスクの高い今津地域や榎本地域から地域のお知恵を借りながら進めています。今後、進捗状況を踏まえ順次対象地域を拡大していくこととしています。
自転車盗が増えているとあるが、区役所からもらう地活協への資料に自転車盗難件数は記載されていない。以前は記載があったが、今は1件あるかないかぐらいの自動車盗の件数だけで地活協の防犯事業の検証をやれと言われている。年度末にもう少し具体的なデータを地域に示してほしい。	犯罪発生件数につきましては、毎年鶴見警察署より情報提供を受け、各地域へご提供しています。ご意見を受け、地域活動協議会に対して、今年度の年度末に、自転車盗の具体的な数値をお示しできるよう、鶴見警察署に依頼しています。
自転車盗は認知件数で10代の方の被害者が多いとのことだが、抑止力が大事であるので、被害件数ではなく、逆に自転車盗の検挙数や検挙率、被害者・犯罪者像を公表すれば、ある意味抑止力になるのではないか。特殊詐欺もアラートはよく来るが、件数よりも、やはり抑止力となる検挙数がほしい。	鶴見警察署へ自転車盗の検挙数について公表が可能であるか問合せをしたところ、犯罪ごとの具体的な検挙数や検挙率、加害者の傾向については公表できないとの回答でした。委員のご要望については鶴見警察署にお伝えしています。
特殊詐欺は今非常に巧妙になっている。以前の詐欺メールは日本語が変だったのでおかしいとすぐに気づいたが、3日前に届いた銀行を騙った詐欺メールはとても自然な日本語だった。あんなきれいな日本語で来たらだまされる方が増える。詐欺メールに注意しようという啓発だけでは弱いので、その辺りも警察と協力して考えていく必要があるのではないかな。	巧みな特殊詐欺が増えていることを認識しています。これまでも鶴見警察署と連携して特殊詐欺被害防止のためのキャンペーン等の啓発に取り組んでいます今後も、鶴見警察署と連携し、具体的な詐欺メールの事例を示すなど、より伝わりやすい啓発に努めていきます。